

●香川県告示第81号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定により、令和5年9月1日香川県告示第218号で指定した区域の全部について、当該指定を解除する。

令和7年3月28日

香川県知事 池 田 豊 人

1 指定を解除する区域

観音寺市南町四丁目甲2111番1の一部（次の図に示す部分に限る。）

2 土壤の汚染状態が土壤溶出量基準に適合していなかった特定有害物質の種類

鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物

3 指定を解除する区域において講じられた汚染の除去等の措置

基準不適合土壤の掘削による除去

（「次の図」は省略し、その関係図書を香川県環境森林部環境管理課に備え置いて縦覧に供する。）